

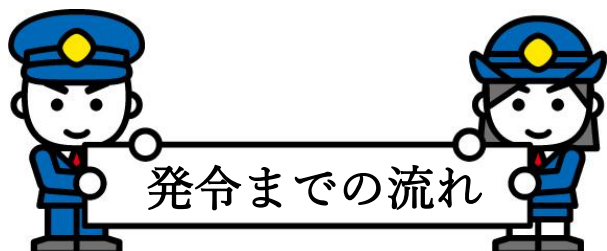
林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について

人吉下球磨消防本部予防課

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災の予防対策として火災予防条例の一部が改正され令和8年1月1日から【林野火災注意報・林野火災警報】の運用が開始されます。

林野火災注意報・林野火災警報の発令指標

林野火災注意報	林野火災警報
前3日間の合計降水量が1mm以下 ＋ 前30日間の合計降水量が30mm以下 又は、乾燥注意報が発表 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。	左記の発令指標に加え強風注意報が発表されている場合



林野火災の予防上注意を要する気象状況

林野火災注意報発令

努力義務

罰則なし

気象状況の悪化

(強風注意報)

林野火災警報発令

義務

罰則あり

屋外での火気使用制限

- ・山林、原野等への火入れをしないこと。
- ・煙火（花火）を消費しないこと。
- ・火遊び又はたき火をしないこと。
- ・可燃物の付近での喫煙をしないこと。
- ・山林、原野等の場所で喫煙しないこと。
- ・残火、取灰、火の粉の始末をすること。

お問い合わせ先：人吉下球磨消防本部予防課

TEL：0966-22-5469（内線 232）

Mail：yobou@fire119-hitosho.com